

令和8年3月2日

## 回 答 書

業 務 名	令和8年度 駒ヶ根市くらしのガイド制作業務委託
-------	-------------------------

令和8年2月27日提出の質問(6項目)に対しまして、下記のとおり回答します。

### 記

No.	質 問 事 項	回 答 欄
1	■公告 5 (1) 記載すべき事項を網羅していれば、項目①～⑤の提案順序の変更は可能ですか。	可能です。
2	■公告 5 (2) 企画提案書の付随資料として提案デザインの原寸出力見本を別途提出することは可能ですか。	可能です。
3	■公告 8 (2) 評価項目に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。 情報公開請求がなされた場合、駒ヶ根市情報公開条例 第8条に則り、意見書を提出する機会はいただけますか。	情報公開請求の内容により、必要に応じて意見聴取をすることがあります。
4	■仕様書 2 (6) 業務の一部再委託として、配布業務のみ再委託することは可能ですか。	可能です。
5	■仕様書 7 (2) 「広告は一見して広告であると分かる表示または体裁にするもの」とありますが、弊社は、広告の配置場所として、掲載記事の下部等を考えています。掲載情報と広告との明確な区分に配慮したデザインであれば、記事下部への広告掲載は可能ですか。	明確な区分があれば可能です。
6	■様式第6号 サイズは「A4版」とありますが、A3判の用紙をA4判に折り込み、企画提案書に挟み込んで提出することは可能ですか。	可能です。